

長野市 「提案募集型」 ネーミングライツ・パートナー募集要項

長野市では、提案募集方式による命名権者（ネーミングライツ・パートナー）（以下「パートナー」という。）を以下のとおり募集します。

1 募集の目的

長野市は、市有施設に愛称を命名する権利を取得するパートナーを募集し、命名された愛称を施設名称として使用する対価として得た命名権料を、本施設の管理運営や利用者のサービス向上に役立てます。

2 対象施設

施設を特定してパートナーを募集する施設（※1）、公用施設及び設置目的からネーミングライツの対象施設としてふさわしくない施設等（※2）を除く、市の公共的施設全般を対象とします。

（※1）「施設特定型」ネーミングライツ・パートナー募集要項により、
別途募集中。

（※2）○「公用施設等」…市庁舎、消防署、市立学校など
○当面、ネーミングライツを導入しないこととした施設…
長野市芸術館、オリンピック関連施設（総合球技場を含む）など

詳細は「応募先」までお問い合わせください。

3 募集の条件

（1）契約期間

3年以上を原則とします。

（契約の更新を希望する場合は、優先交渉権を付与します。）

（2）希望金額及び付帯的な提案

命名権料として希望する金額を提案してください。また、命名権料のほか、ご提供いただける付帯的なサービスの提案等がある場合は、併せて提案してください。（パートナーの選定にあたっては、希望金額だけでなく、付帯的な提案の内容も考慮します。）

（3）応募資格

法人その他の団体を応募の対象とします。ただし、別表1の条件に該当する者は除きます。

(4) 愛称の条件

施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られる愛称を命名してください。ただし、別表2の条件に該当する名称は認められません。

(5) 契約の条件

- ① 募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称（以下「正式名称」という。）を変更するものではありません。
- ② 契約期間中の愛称の変更はできません。
- ③ 愛称が定着するまでの一定期間（概ね1年程度）は、正式名称を併記する場合があります。

(6) 費用の負担

敷地内外の看板、標識等の表示変更に要する費用については、パートナーにおいて、契約金額とは別に負担していただきます。また、契約終了後の原状回復についても同様とします。

なお、契約締結後に市が発行する印刷物やホームページの表示変更に要する費用については、長野市が負担します。

(7) パートナーの特典

応募のあった施設の種類により、パートナーに特典の付与を検討します。希望する特典があれば、提案してください。

施設の種類により、以下のような特典の付与が考えられます。

- ・ 指定の期日における施設の優先(無償)使用权
- ・ 施設内の所定の場所への広告掲載権 など

4 応募方法

(1) 募集期間

当面の間、随時受け付けます。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 応募書類

- ア 「提案募集型」ネーミングライツ申込書（様式1）
- イ 応募資格についての誓約書（様式2）
- ウ 地域活動、社会貢献等の実績及び今後の計画（様式3）
- エ 会社概要及び直近3ヶ年の決算報告
- オ 定款又は寄附行為の写し
- カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- キ 市税の納税証明書

(3) 応募方法

応募書類（各1部）を取りまとめの上、以下のいずれかの方法で提出してください。

- ① 郵送

郵便書留により郵送してください。

② 持参

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間に、応募先までご持参ください。

(4) 応募先

長野市役所 財政部財政課 (第一庁舎6階)
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

(5) 留意事項

- ① 応募にかかる費用は、全額応募者の負担とします。
- ② 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ③ 提出された書類は返却しません。
- ④ 提出された書類は、パートナーの選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがあります。
- ⑤ 提出された書類は、長野市情報公開条例に基づき公開することがあります。

5 パートナーの選定方法

(1) 選定委員会の設置

長野市ネーミングライツ選定委員会において、応募のあった愛称案、応募金額を含む提案内容（命名権料だけでなく、付帯的なサービスの提案等も考慮します。）、応募者の経営状況、社会貢献等の実績、地域性などについて、総合的な審査を行います。

(2) パートナーの決定及び公表

長野市は、応募者と契約内容について詳細な協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

また、パートナーが決定した場合は、パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について、広報ながのや市のホームページ等を通じて公表します。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者が施設の管理運営を行っている施設については、調整が必要となる事項に関し、別途協議することがあります。

(4) 契約の解除

契約締結後、パートナーが応募資格を喪失した場合、又は信用失墜行為により施設のイメージが損なわれる恐れがある場合などには、契約満了を待たず契約を解除する場合があります。

この場合、原状回復等に必要な費用は、パートナーの負担とします。

6 問い合わせ先

長野市 財政部財政課

電話：026-224-5014 F A X：026-224-8764

E-mail:zaisei@city.nagano.lg.jp

(別表1)

「長野市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」第4第3項 (抜粋)

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 市税を滞納しているもの
- ③ 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- ④ 民事再生法（平成11年法律第 225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第 154号）による更正手続中のもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）で、風俗営業と規定されるもの
- ⑥ 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等であるもの
- ⑦ 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められるもの

(別表2)

「長野市広告掲載取扱要綱」第3第1項 (抜粋)

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの